

◎合意形成を支える地域運営のしくみ

① 行政と地域活動団体との新たな関係づくり～保土ヶ谷区地域・まちづくり活動支援事業

■鈴木隆

1 保土ヶ谷区におけるこれまでの補助金の実情

平成十年度において保土ヶ谷区が執行した補助金は、局からの区配付予算によるものと、区づくり推進費によるものを合わせて全体で三百二十一件であり、総額は八千三百二十六万四千円であった。この内容を分析してみると自治会館の建設助成が五件で三千八百二十五万円、スクールゾーン対策協議会、減量化リサイクル推進協議会などの行政が市民に業務を依頼するために作られた組織への補助金や、青少年指導員、体育指導委員、消費生活推進員など委嘱委員活動への補助金、区民まつり実行委員会、区民芸術祭実行委員会への補助金、区社会福祉協議会への補助金など、行政の依頼業務に基づく補助金が五十五件で

二千六百三十万一千円、広場やはらっぱ、地域防災拠点などの管理運営にかかる補助金が七件で三百八十一万六千円となっており、自主的活動に対する補助金といえるものは二百五十四件、千四百八十九万七千円であった。これは、件数で全体の七九%を占めるものの、金額では一八%に過ぎない。さらに、この自主的活動への補助金の中では、母親クラブへの補助金が九十九件七十九万二千円、老人クラブへの補助金が百三十五件八百八十八万一千円、区社会福祉協議会の地域支え合いモデル事業に属するものが十四件百五十二万四千円を占めていて、これらをそれぞれ一件の補助金と考えれば、自主的活動への補助金は九件になり、全体の件数の一二%と言うことになる。(表参照) こうした補助金の実態の分析を通じて以下のようなことが見えてくる。

- ① 金額でも、件数でも行政の依頼業務に基づく補助金が圧倒的に多くを占めており、いわゆる自主的活動団体やグループへの補助金はごくわずかである。
- ② 区づくり推進費の自主企画分が一億円という各区共通の枠であり、財政状況が一層逼迫してくる中では、依頼業務の見直しを行うか、既存補助団体への補助金をカットしない限り、新たに育ってくる団体、グループへ補助を行うことはきわめて困難である。
- ③ 自主的活動団体への補助金についても、長期にわたって継続的に支出しているものが多く、子ども会育成連絡協議会や体育協会など、古くから行政と関わりを持っている団体を中心に、補助に至る経過もその時々々の政策判断があったにしても、必ずしも明らかではない。

表一平成10年度保土ヶ谷区補助金の現状

補助金の種別	件数	金額 千円
自治会町内会館建設助成	5件	38,250
行政委嘱団体への補助金	20件	9,580
各種協議会への補助金	30件	3,420
各種実行委員会への補助金	4件	8,364
区社会福祉協議会への補助金	1件	4,937
施設等管理運営委員会への補助金	7件	3,816
自主的活動団体への補助金	254件	14,897
合計	321件	83,264

- ① 行政と地域活動団体との新たな関係づくり
 - ② 区による新たなまちづくり～都市計画マスタープラン・区プランの策定を契機として
 - ③ 身近な地域社会の合意形成の土壌を耕す
- 情
- 1 保土ヶ谷区におけるこれまでの補助金の実情
 - 2 地域・まちづくり活動支援事業検討の視点
 - 3 制度の特徴
 - 4 事業の結果見えてきたもの
 - 5 地域活動団体との関係のパラダイム転換をめざして

④ 従って、仮に既存補助団体と同種の活動を行う、別の新たな団体が補助を求めてきた場合、既存の団体のみ補助を出す理由を説明することは困難ということになる。

以上の実情は保土ヶ谷区に限った問題ではなく、おそらく全区に共通する問題であろう。

2 地域・まちづくり活動支援事業検討の視点

区役所は多くの地域活動団体と、日常的に関係を持ち、ほとんどの業務はこれら地域活動団体の協力で成り立っている。ではこれら地域活動団体とどのような関係を取り結ぶことが望ましいといえるのだろうか。

戸籍関係事務や基礎的な福祉保健サービスのように、行政の責任で実施すべき事務を除いて、地域の様々な課題の解決は、本来行政と市民の協働により行っていくことが望ましい。

また、最近では子どもの健全な育成、男女共同参画社会の形成促進、保健・福祉の増進、防災、環境保全、国際交流など様々な公益的分野で自主的市民活動が育ってきている。こうした中で区役所の果たす役割は、社会的現代的課題を市民に提起し、市民の活動組織を育成し、組織の民主的運営やリーダーの育成、参加者の拡大などについて側面的援助を行い、こうした事を通じて地域における市民の課題解決能力を高めていくことではないだろうか。

保土ヶ谷区では、こうした考え方から平成十年度中に自主的な活動を行う団体、グループへの補助金について検討を行った結果、お

おむね以下のような視点で従来の補助金を見直し、新たな補助制度を創設することとした。

① 活動の成果が、広く保土ヶ谷区民に還元される社会的公共性のある活動を対象とし、グループ構成員だけが楽しむ趣味的活動は対象としない。

② 生涯学級等を通じて活動のきっかけをつかんだ様々なグループを、保土ヶ谷のまちづくりを担う新たなグループとして育成するツールとなりうる制度とすること。

③ 区役所との従来の関係の程度にかかわらず、公益的な活動を行う地域の団体を公平に扱う制度とし、限られた予算のパイの中で、より公益性の高い活動へ効率的に財源配分のできる制度とする。

④ 活動内容や経理状況などを公開とし、市民の評価が受けられると共に、補助金の支出内容について行政の監督権を確保する制度とすること。

これらの視点は、十一年三月に出された横浜市民活動推進検討委員会の報告書の中に盛り込まれた、市民活動との協働に関する基本方針、いわゆる横浜コードとも結果的に一致するものだった。

3 制度の特徴

この補助金制度の大きな流れは図のとおりであり、詳細は「保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金交付要綱」に規定されているが、以下に制度の主な特徴を挙げていきたい。

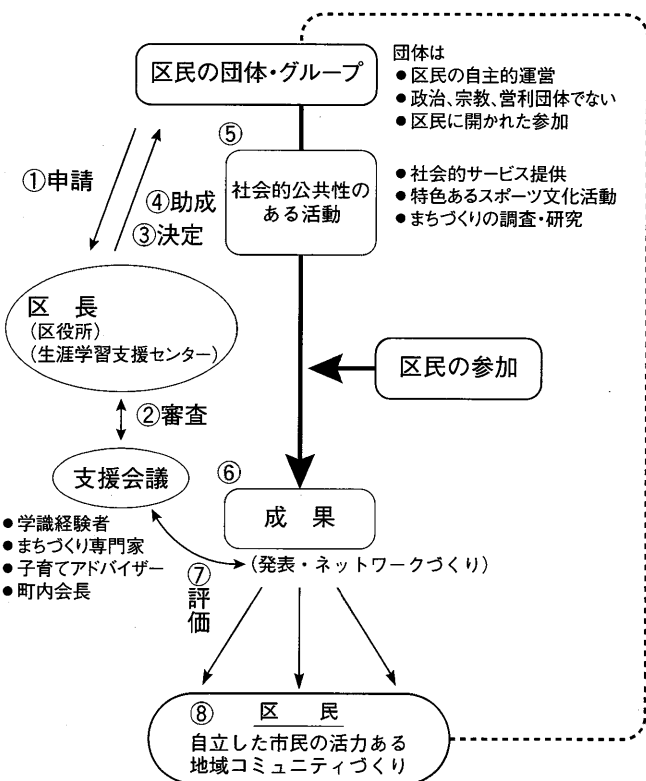
① 補助対象となる団体は、政治、宗教、営利を目的としないなどの一般的規定のほかに、

「団体への参加が区民に開かれていること」としていることである。これは趣旨に賛同する区民の参加を正当な理由なくして拒んではならないという意味であり、活動の公開性を確保する重要な規定の一つと考えている。

② 補助対象となる社会的公共性をもつ活動は(1)社会的・現代的な課題に関する生涯学習活動を基盤とし、「地域社会に貢献できる社会的サービスを提供する非営利活動」(2)地域コミュニティづくりに繋がり青少年が参加する特色あるスポーツ・文化活動およびイベントの実施(3)先駆的で地域のまちづくりに貢献できる調査研究、の三つに集約している。保土ヶ谷区では生涯学習をまちづくり活動全体を含む広い概念として捉え、例えば生涯学級についても趣味的なものとは行政が援

図一保土ヶ谷型まちづくり展開図 保土ヶ谷区地域振興課

《事業の趣旨》
生涯学習活動から地域コミュニティづくりにつながり社会的公共性をもつ活動の資金を助成し、保土ヶ谷区民の自主的・主体的な地域のまちづくりを支援することを目的とします。



助する対象とはしないこととしていること、また、青少年の健全育成を区民共通の緊急の課題と考えていることを反映させたものである。

③ 補助の条件として経理状況や活動内容の公開、成果の発表を義務づけたこと。また、適切な参加費の徴収など他の公的機関から助成、委託を受けていないことも義務づけた。さらに、行政から委嘱を受けたら、包括的な補助金を受けている団体の活動は対象としていない。具体的には自治会活動、体育指導委員や青少年指導員等の活動は対象外となる。

④ 学識経験者やまちづくり活動の経験者六人で構成する「地域・まちづくり活動支援会議」を設置し、申請のあった各活動を審査し、補助の優先度について意見をまとめ、区長はその意見を基に補助を決定すること。また活動が終了すると、支援会議の結果についても評価し、次回の審査の参考とすること。

⑤ 補助対象経費をきめ細かく規定したこと。例えば、「弁当代はイベント当日のみとし、事業実施に必要な最少人数に支出し、準備のための会議の弁当代には支出できない。」「会議に必要な茶菓代は、年間五千円を限度とする。」「備品(定価一万五千円以上のもの)購入は、対象としない。」などとなっている。

⑥ 補助金の上限は一件三十万円であるが、活動の頻度や参加人数により細かくランク分けしている。なお、十二年度からは宿場祭りなどの一万人以上が集まる大規模イベントについてもこの事業の対象とし、これとは別に上限を設定する予定である。

⑦ 補助の申請に必要な書類は、事業計画書や予算書以外に事業効果に関する調査、団体概要書、会員名簿が含まれ、社会的公共性のある活動であることを自らPRしなければならない。また、事業完了時においても、事業自己評価書を提出しなければならない。もちろんこれらの書類は、生涯学習支援センターに置いて、いつでも見たい人の目に触れることができる。

4 一事業の結果見えてきたもの

この補助金の申請は、年一回としているが、初年度である十一年度には前期、後期合わせて十六団体から二十件の申請があり、そのうち十団体は今まで区役所とは直接関係を持たない新しいグループであった。申請総額は三百二十二万五千円であったが、決定したのは十五団体十七件、総額二百九万一千円、うち新しいグループは九団体、百十四万円であった。

事業の成果を以下にまとめてみる。

① いままで個々バラバラに、その時々の方針の判断で、決定してきた自主的な活動団体に対する補助金を整理統合し、一つの制度の中で公平に扱うことができるようになったこと。一種の行政改革である。

② 今回の整理統合の対象となった既存の補助金は六件二百万円であったが、これを原資に、少し増資しただけで九つの団体と新たな活動支援の関係を結ぶことができた。新しいまちづくり活動を発掘し、行政と市民団体との協働関係の基盤を拡大することができたこと。

いえる。

③ 公開性、公平性の原則を徹底したことで、市民の信頼を得られるとともに、従来から当たり前のように補助金を得ていた既存の団体、グループにとっても自らの活動を見直し、より公益性を高めていく上での刺激となったこと、等である。

一応の成果を得たとは言え、より一層この事業の効果を高めていくためには、今後検討すべきいくつかの課題もあるのではないかと考えられる。例えば実質的に四件の補助金を得た団体があったが、こうした事に制約を設けなくて良いか。また、毎年同じ活動を行うに当たって継続的に補助金を得ることも可能となっているが、一定の期限を設ける必要はないか。さらに、協働のあり方として、対象経費を絞っているとはいえ、一〇〇%補助というあり方は適切なのか。等であるが、これらの問題は、この補助制度を活用してまちづくりを行おうという意欲あるグループが増加する事によって自然と解決がつく問題でもある。また、成果を区民に発表するためのまちづくりフォーラムの開催や、活動グループ相互間のネットワークづくりなども今後の課題である。これらは、生涯学習支援センターの機能を十分發揮して取り組むべき課題であると言える。

5 地域活動団体との関係のパラダイム —— 転換をめざして

さて、補助金制度の裏には地域活動団体と行政との関係が存在している。冒頭にも述べ

たとおり、自治会館の建設助成金を除けば、区役所の補助金はその大部分が予め行政が定めた業務を地域活動団体に依頼する事に伴う補助金である。そしてたいいていの場合はその団体自身、行政が個人々人にお願ひして作られた組織である。これらは自主的活動団体ではない。

そこで、今回整理統合した補助制度では、従来の補助金の中でもいわゆる自主的といえる団体の補助金だけを対象とした。そのため再編の規模は小さなものとなった。

この際、区体育協会や区子ども会育成連絡協議会はいろいろ経緯はあるにしても、自主的活動団体として整理した。

では、自主的な活動団体とは本来どんな団体であろうか。まず市民が自らの発意で組織を形成した事、自ら立てた計画で活動を行っている事、活動財源の大半が自主財源である事、自分達がすべての活動の担い手である事、つまり自ら事務局を担っている事などである

う。

実は区体育協会や区子ども会育成連絡協議会は、従来事務局機能を区役所が肩代わりしている部分が大きかった。そこで今回の補助金の整理と同時並行で、こうした団体については、団体の協力も得て事務局機能の独立化を図ったのである。

地域活動団体と行政の関係を見直していくとどうしても自治会町内会の問題に突き当たってしまう。自治会町内会に対しては、行政がたくさんの依頼業務を流しており、区や市の連絡協議会の事務局は行政が担っている。また地域振興協力費という「報償費」が配付されていて、行政の委嘱する委員の大部分はここを基盤に選出されているという、きわめて複雑な関係になっている。ところが紛れもなくこれは住民の意志で形成された自主的活動団体でもある。

ここでもう少し実情に即して分析してみると、市や区の連絡協議会は、行政の依頼に基

づく組織といえるのではないだろうか。したがって、依頼業務の内容をよく吟味して、必要な財源を補助金として交付したらどうだろうか。一方、自主的組織といえる単位自治会町内会と地区連合組織に対しては、行政は他の自主的活動グループと同じ関係を本来結ぶべきなのではないだろうか。つまり、行政が事務を委託したい場合には、契約に基づく委託料を支出すればよいし、公益性のある事業を促進してほしければ、一定の基準で補助金を交付すべきなのではないか。いずれにしても今後の大きな課題である。

地域・まちづくり活動支援事業は単なる補助制度ではない。今や流行語ともなっている市民との協働やパートナーシップの前提となる、市民組織と行政との関係のあり方に一石を投じる戦略的事業なのである。

△保土ヶ谷区地域振興課長▽